

阿賀野市教育委員会規則第5号

阿賀野市学校給食費会計の処理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月23日

阿賀野教育委員会

教育長 神田 武司

阿賀野市学校給食費会計の処理に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市学校給食費会計の処理に関する規則（平成16年阿賀野市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市立小学校、中学校及び幼稚園」を「市立小学校、中学校、認定こども園及び学校給食センター」に改める。

第4条中「給食センター所長」を「給食センター長」に改める。

第5条中「校長及び園長」を「校長等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市学校給食費会計の処理に関する規則は、令和5年4月1日から適用する。